

監査公表第26号（平成28年11月29日、県公報第3848号登載）
 平成28年4月15日から平成28年8月3日実施
 随時監査（1次分）結果（平成28年度）

監査公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査をアジア文化交流センター等75か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成28年11月29日

福岡県監査委員 山下芳郎
 同 伊藤龍峰
 同 行正晴實
 同 岩元一儀

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：知事部局及び教育庁の出先機関75機関
- (2) 監査対象期間：平成27年10月1日、平成27年11月1日、平成27年12月1日、平成28年1月1日又は平成28年2月1日から監査実施日まで
- (3) 監査実施期間：平成28年4月15日～平成28年8月3日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
人づくり・県民生活部	アジア文化交流センター	平成27年11月1日から平成28年5月12日まで	平成28年5月12日
	保健医療介護部		
	筑紫保健福祉環境事務所	平成27年11月1日から平成28年5月13日まで	平成28年5月13日
	糸島保健福祉事務所	平成28年2月1日から平成28年8月3日まで	平成28年8月3日
	南筑後保健福祉環境事務所	平成28年1月1日から平成28年7月6日まで	平成28年7月6日
	保健環境研究所	平成27年11月1日から平成28年5月31日まで	平成28年5月31日
	精神保健福祉センター	平成27年10月1日から平成28年4月20日まで	平成28年4月20日
	食肉衛生検査所	平成27年10月1日から平成28年4月20日まで	平成28年4月20日
福祉労働部	久留米児童相談所	平成27年10月1日から平成28年4月28日まで	平成28年4月28日
	田川児童相談所	平成27年10月1日から平成28年4月21日まで	平成28年4月21日
	宗像児童相談所	平成27年11月1日から平成28年5月11日まで	平成28年5月11日
	京築児童相談所	平成27年10月1日から平成28年4月28日まで	平成28年4月28日
	福岡学園	平成27年11月1日から平成28年5月25日まで	平成28年5月25日
	粕屋新光園	平成28年2月1日から平成28年8月2日まで	平成28年8月2日
	筑豊労働者支援事務所	平成27年10月1日から平成28年4月22日まで	平成28年4月22日
	田川高等技術専門学校	平成27年10月1日から平成28年4月21日まで	平成28年4月21日

	監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
教育庁	福岡教育事務所	平成28年1月1日から 平成28年7月26日まで	平成28年7月26日
	筑豊教育事務所	平成28年1月1日から 平成28年7月7日まで	平成28年7月7日
	京築教育事務所	平成28年1月1日から 平成28年7月13日まで	平成28年7月13日
	体育研究所	平成27年10月1日から 平成28年4月22日まで	平成28年4月22日
	図書館	平成28年1月1日から 平成28年7月26日まで	平成28年7月26日
	社会教育総合センター	平成27年12月1日から 平成28年6月2日まで	平成28年6月2日
	青豊高等学校	平成28年1月1日から 平成28年7月28日まで	平成28年7月28日
	育徳館高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月14日まで	平成28年6月14日
	行橋高等学校	平成27年11月1日から 平成28年5月26日まで	平成28年5月26日
	門司大翔館高等学校	平成27年11月1日から 平成28年5月17日まで	平成28年5月17日
	小倉商業高等学校	平成28年1月1日から 平成28年7月14日まで	平成28年7月14日
	小倉西高等学校	平成27年11月1日から 平成28年5月19日まで	平成28年5月19日
	小倉東高等学校	平成28年1月1日から 平成28年7月27日まで	平成28年7月27日
	若松高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月30日まで	平成28年6月30日
	八幡中央高等学校	平成28年1月1日から 平成28年7月12日まで	平成28年7月12日
	八幡南高等学校	平成27年11月1日から 平成28年5月18日まで	平成28年5月18日
	北筑高等学校	平成28年1月1日から 平成28年7月20日まで	平成28年7月20日
	宗像高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月7日まで	平成28年6月7日
	光陵高等学校	平成27年10月1日から 平成28年4月27日まで	平成28年4月27日
	水産高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月22日まで	平成28年6月22日
	玄界高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月23日まで	平成28年6月23日
	須恵高等学校	平成28年1月1日から 平成28年7月5日まで	平成28年7月5日
	香住丘高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月1日まで	平成28年6月1日
	香椎高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月29日まで	平成28年6月29日
	福岡中央高等学校	平成28年1月1日から 平成28年7月7日まで	平成28年7月7日
	修猷館高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月29日まで	平成28年6月29日
福岡工業高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月8日まで	平成28年6月8日	
福岡講倫館高等学校	平成28年1月1日から 平成28年7月12日まで	平成28年7月12日	

	監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
教育庁	玄洋高等学校	平成28年1月1日から 平成28年7月22日まで	平成28年7月22日
	福岡農業高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月28日まで	平成28年6月28日
	筑紫中央高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月1日まで	平成28年6月1日
	武蔵台高等学校	平成28年1月1日から 平成28年7月5日まで	平成28年7月5日
	筑紫高等学校	平成28年1月1日から 平成28年7月28日まで	平成28年7月28日
	糸島高等学校	平成28年1月1日から 平成28年7月29日まで	平成28年7月29日
	三井高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月30日まで	平成28年6月30日
	久留米高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月23日まで	平成28年6月23日
	三潁高等学校	平成27年10月1日から 平成28年4月27日まで	平成28年4月27日
	大川樟風高等学校	平成27年11月1日から 平成28年5月18日まで	平成28年5月18日
	三池工業高等学校	平成27年11月1日から 平成28年5月26日まで	平成28年5月26日
	福島高等学校	平成28年1月1日から 平成28年7月20日まで	平成28年7月20日
	浮羽工業高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月16日まで	平成28年6月16日
	浮羽究真館高等学校	平成27年11月1日から 平成28年5月17日まで	平成28年5月17日
	朝倉高等学校	平成27年11月1日から 平成28年5月19日まで	平成28年5月19日
	東鷹高等学校	平成28年1月1日から 平成28年7月21日まで	平成28年7月21日
	田川科学技術高等学校	平成28年1月1日から 平成28年7月21日まで	平成28年7月21日
	嘉穂高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月21日まで	平成28年6月21日
	直方高等学校	平成27年12月1日から 平成28年6月16日まで	平成28年6月16日
	鞍手竜徳高等学校	平成27年11月1日から 平成28年5月25日まで	平成28年5月25日
	築城特別支援学校	平成28年2月1日から 平成28年8月3日まで	平成28年8月3日
	小倉聴覚特別支援学校	平成27年12月1日から 平成28年6月9日まで	平成28年6月9日
	特別支援学校「北九州高等学園」	平成27年11月1日から 平成28年5月24日まで	平成28年5月24日
	太宰府特別支援学校	平成27年12月1日から 平成28年6月15日まで	平成28年6月15日
	福岡高等視覚特別支援学校	平成27年10月1日から 平成28年4月15日まで	平成28年4月15日
	特別支援学校「福岡高等学園」	平成27年10月1日から 平成28年4月15日まで	平成28年4月15日
小郡特別支援学校	平成27年11月1日から 平成28年5月24日まで	平成28年5月24日	
久留米聴覚特別支援学校	平成27年12月1日から 平成28年6月9日まで	平成28年6月9日	

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
教育庁	筑後特別支援学校	平成28年1月1日から 平成28年7月27日まで	平成28年7月27日
	育徳館中学校	平成27年12月1日から 平成28年6月14日まで	平成28年6月14日
	宗像中学校	平成27年12月1日から 平成28年6月7日まで	平成28年6月7日
	嘉穂高等学校附属中学校	平成27年12月1日から 平成28年6月21日まで	平成28年6月21日

2 監査の主眼

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて、経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているか、また、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- (10) 内部統制

第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記の事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし
- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	件数	説明
教育庁	支出	1	物品購入において、代金の支払が遅延しているものがあった。
		1	物品購入において、平成28年度予算で支出すべきところを平成27年度予算で支出しているものがあった。また、代金の支払が遅延しているものがあった。
	契約	2	物品購入に係る契約書類において、暴力団排除条項の内容に不備があった。
	財産	1	20万円以上の物品購入において、物品購入伺書の決裁を受ける前に一部物品の納品を受けていた。